

13 Dec 2012

答 県では、10月10日に第1回「行革甲子園」が開催され、行政改革の事例発表会が行われたところである。本町からは、「地域づくり」分野として、「まちづくり懇談会」の事例を応募したが、事例発表とはならなかつた。

今回は、6件の事例の中から、西予市の「未来せいや創造プランプロジェクト」と題した事例が、「えひめ行革大賞」に選ばれたところである。組織の枠を越えた若手職員の自由で柔軟な発想力を生かして、改革・改善案の策定が行われたことにより、行政改革に対する意識がより多くの職員に浸透したこと、また、行政改革への取り組みを通して、横断的な発想ができる人材の育成を図った取り組みは大いに参考になつた。

【放課後児童クラブについて】

問 NPO法人の施設へ通つていた児童に対する対策について

答 近永地区で放課後児童クラブを開設していたNPO法人が、10月末で閉所し、緊急的な措置として、今年度は泉児童クラブで受け入れをしている。

問 学童保育を要望している保護者（児童）の人数について

答 今年の4月に近永小学校の保護者を対象にアンケート調査を行つたが、その結果では、平日で約50名、夏休み等長期休業日も含めると約60名の希望者があつた。

来年度の近永地区での新設・整備に向け、県に申請書を提出しており、来

年の4月から施設の整備ができるまでの間については、一時的に近永小学校内での開設に向けて、現在、学校等関係機関と協議を進めている。

【えひめ南予いやし博2012効果について】

問 効果があつた点と反省点、および今後の取り組みについて

答 地域への集客については、やや期待外れの結果となつたが、地域企画イベントの「四十万源流コンサート」や「でちこんか2012」などのコアイベント・自主企画の主要なイベントでは予想以上の人蔵に参加いただいた。

町内外の各イベントには日吉夢産地、森の三角ぼうし、キジ工房、成川渓谷休養センター、企業組合ひろみ川等が積極的に協力いただき、鬼北町を大いにPRいただくとともに、ゆるキャラのきほくん、キジの助、観光親善大使も知名度アップに貢献してくれた。

また、新たな動きとして、生田地区ではいやし博を契機にそば栽培に取り組み、6次産業化の可能性の追求や耕作放棄地の解消、地域コミュニティの充実に寄与していただいている。

反省点については、開幕当初には周

知不足から「いやし博」の知名度が低く、盛り上がりに欠けたことは否めない。また、時間的にも予算的にも自由度が少なく、自主企画イベント等に民間からの参加が少なかつたことは残念なことと思つてゐる。

今後は、特に四十万源流の市町と連携を図るとともに、鬼北町独自の施策を展開していきたい。

【出目町営住宅について】

問 最初のA棟と今回のB、C棟の建物の形状、坪数等について

答 設計ではそれぞれの棟に付属の倉庫を合わせた延床面積が、A棟は111・60m²で、B棟とC棟がそれぞれ111・59m²となつてるので、坪数には変わりはない。ただ、建物の形状については今回、B、C棟の敷地面積が前年度と比べて若干狭くなることにより、建物の平面形状を一部変更しているが、本体内部の造り等は同様としている。

問 前回と入札方法は同じなのか。

答 前年度のA棟については指名競争入札により執行したが、平成24年度事業のB棟及びC棟については、入札制度を改正したことにもない、一般競争入札の方法で実施した。

問 入札高が上がつている原因について

答 A棟に比べてB棟は1,911千円、10・2%、C棟は1,659千円、8・9%それぞれ上がつているところであるが、入札金額は、それぞれの参加業者が、社会情勢や会社の経営方針、企業努力等により決定しているものと判断している。したがつて、同じ仕様の物件であつても、入札金額に差ができることはやむをえないと考えている。

問 回収された資源ゴミは有効に活用されているか。

答 瓶類については、これまでに破碎し、最終処分場で埋め立てを行つたが、今回この瓶類についてもリサイクルの対象としたところである。

また、その他の資源ごみについては、回収業者が数社あるが、適正に再生利用されているものと考えている。

答 条例施行後、4月間にわたり、各地区2回の夜間や早朝のパトロール、また監視カメラの設置等を行つたが、抜き取りの現場を目撃したとの通報が何件かあつたが、施行後は現在まで通報も無く、持ち去りは確認していない。

また、条例施行前には、住民からの抜き取りの事実は確認されなかつた。条例施行前には、住民からの抜き取りの事実は確認されなかつた。

問 条例に追加のない缶・瓶類の持ち去り等はないか。また、それらについての条例追加は必要ではないか。

答 これまでに古紙類以外の資源ゴミでの持ち去り行為に対しても通報があったのは、アルミ缶やスチール缶であった。

問 条例に追加のない缶・瓶類の持ち去り等はないか。また、それらについての条例追加は必要ではないか。

通報があり、持ち去り行為を行つた者が特定できる場合には、本人に面会し行政指導を行つた事例等もある。今後の再発等の防止に備え、缶類・瓶類についても、持ち去り禁止の対象とするよう事務を進めている。

また、11月1日より、回収する資源

ゴミの種類を増やしたことから、缶類・瓶類以外に、これらも合わせて持ち去り禁止とするか現在検討している。

◆ 程 内 覚 議 員

問 古紙およびゴミについて

問 古紙の持ち去り禁止条例施行前と施行後の状況について